

千葉県中小企業団体レディース中央会
会 則

千葉県中小企業団体レディース中央会

会 則

(目的)

第1条 本会は、女性の感性を發揮し、千葉県中小企業団体中央会との連携を保持しながら、中小企業界の発展の良き理解者及び協力者として、中小企業団体の活性化と中小企業の組織化の原動力となることにより、千葉県産業の振興と女性の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、千葉県中小企業団体レディース中央会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を千葉県中小企業団体中央会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員のためにする研修会及び講習会の開催
- (2) 経営管理及び女性部に関する調査研究及び視察
- (3) 会員相互の交流及び情報の交換
- (4) 組合女性部の組織化支援
- (5) 中央会等の事業への協力
- (6) 会員の親睦及び共済等の福利厚生
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

(会員資格)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 団体会員 本会の趣旨に賛同する組合及び女性グループ
 - (2) 個人会員 本会の趣旨に賛同する女性経営者、組合・企業の女性役職員等
- (加入及び脱退)

第6条 加入については加入申込書を、又、脱退については脱退の30日前までに脱退届を提出するものとする。

(役員及びその定数)

第7条 役員及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 1名又は2名

(役員を選任及び任期)

第8条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

2 役員任期は、2年とし、任期の終期は2年目の通常総会の終結時までとする。

但し、再任を妨げない。

(相談役)

第9条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、本会役員経験者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(総会及び理事会の開催と議決事項)

第10条 総会は、年1回とし事業年度終了後3月以内に開催し、臨時総会及び理事会は、必要に応じて開催するものとする。

2 総会では、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告、決算報告
- (2) 事業計画、収支予算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他理事会で必要と認める事項

(部会及び理事会)

第11条 必要に応じて部会及び委員会を設置することができる。

(事業年度)

第12条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(会費)

第13条 本会は、団体会員及び個人会員から年会費を徴収する。

(雑則)

第14条 この会則に定めのない事項は、理事会で決定する。

本会則は、平成14年4月1日より施行する。

平成20年6月9日改正。

平成23年6月23日改正。